

狭山市有料広告掲載の取扱いに関する要綱

	平成17年	6月	5日	決裁
一部改正	平成18年	2月	27日	決裁
一部改正	平成18年	3月	28日	決裁
一部改正	平成18年	6月	30日	決裁
一部改正	平成20年	10月	1日	決裁
一部改正	平成22年	4月	1日	決裁
一部改正	平成22年	10月	20日	決裁
一部改正	平成23年	6月	28日	決裁
一部改正	平成25年	11月	1日	決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市が管理する印刷物等に掲載又は掲示（以下「掲載」という。）する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、自主財源の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「印刷物等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 広報さやま
- (2) 狭山市公式ホームページ
- (3) 窓口用封筒
- (4) 狭山市市内循環バス
- (5) 前各号に掲げるもののほか狭山市有料広告選定委員会が適当と認めたもの

(掲載の要件)

第3条 掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、次に掲げる事項に該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なう恐れのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反する恐れのあるもの
- (6) 個人名が入っているもの。ただし、個人名が商店等の名称に使用されている場合を除く。
- (7) 市、国、他の地方公共団体等が推奨しているかのような誤解を与える恐れがあるもの
- (8) その他掲載することが適当でないとして市長が認めるもの

(掲載の条件)

第4条 広告の規格、掲載期間等及び広告の掲載に係る料金（以下「掲載料金」という。）は、印刷物等を所管する課（以下「所管課」という。）において別途定めるものとする。

2 印刷物等への掲載の形状等については、次のとおりとする。

- (1) 塗装を伴わないもの

- (2) 広告物の表面に著しい凹凸がないもの
- (3) 発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用していないもの
- (4) 広告に著しい厚みがないもの

3 第2条第4号を除き、広告の掲載の決定を受け掲載を行う者（以下「掲載者」という。）は、掲載料金を、指定する期日までに一括納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 広告の掲載位置は、市の指定する位置とする。
（掲載の申込み）

第5条 広告の掲載を希望する者は、狭山市有料広告掲載申込書（様式第1号）に、掲載をしようとする広告の原稿、図面等を添えて、市長に申し込まなければならない。提出された原稿、図面等は返却しない。

2 第2条第4号狭山市市内循環バスの申込みは、市が委任する者へ行う。
（掲載の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、狭山市有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 市税の滞納が確認された場合は承認しない。ただし、申請者が滞納分を完納した場合は、この限りでない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、別に定める狭山市有料広告選定委員会の意見を聴き、掲載の可否を決定することができる。

4 募集期間に同一の印刷物等で2以上の申込みがあったときは、次の順位で掲載者を決定する。ただし、募集期間内に応募がなく、募集期間後も募集を延長し受付している場合は、受付順とする。

- (1) 地元企業等
- (2) 抽選

5 広告主が、自己の都合により広告媒体への広告を取り下げるとき、広告主は、書面により管理者に申し出なければならない。
（掲載申込み受付事務等）

第7条 広告の掲載申込みの受付及び掲載の可否の決定、掲載料金の徴収に関する事務並びに印刷物等への掲載に係る事務は、所管課で行う。
（掲載者の責任等）

第8条 広告の内容に関する責任は、掲載者が負うものとする。

2 掲載者は、原状回復の定めのあるものは、広告の掲載期間終了後、速やかに広告を掲載した印刷物等の原状回復を行わなければならない。

3 所要機関への手続に係る経費並びに広告の作成経費及び物品等への取り付け・撤去経費は、掲載者の負担とする。

4 掲載者は、市が発行する印刷物を除き、掲載された広告が不適切な管理により市及び第三者へ損害を及ぼすことがないよう努めなければならない。

5 印刷物等へ掲載された広告が破損等した場合において、その修復にかかる経費は、市の責めによ

る場合を除き、掲載者の負担とする。

(掲載決定等の取り消し)

第9条 市長は、掲載決定の通知後において、市の行政運営上支障があるとき、又は市長が指定する期日までに掲載者が指定された書類の提出をしなかったとき、広告の掲載料金を納付しなかったときは、広告掲載の承認を取り消すことができる。

2 市長は、広告の掲載後において、第3条各号に該当する事実が判明し、若しくは新たに現出したとき、又は広告内容にある実態が変更され、若しくは消滅したときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(掲載料金の還付)

第10条 市長は、広告の掲載が決定した後、掲載者の責めによらない理由により、広告を掲載できなかったときは、広告の掲載料金を還付するものとする。ただし、前条第2項の規定により、広告の掲載を取り消したときは還付しない。

2 第4条第3項の規定による広告掲載料金の納付後に、第6条第5項の規定により広告掲載の申込みを取り下げたときは、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(ネーミングライツ)

第11条 民間企業等との協働により新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、ネーミングライツ（施設命名権）を販売することができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 改正後の狭山市有料広告掲載の取扱いに関する要綱の規定は、平成26年4月1日以後に掲載される有料広告について適用する。ただし、狭山市市内循環バスへの有料広告の掲載に係る料金（以下「掲載料金」という。）の徴収については、同日以後に徴収する掲載料金に対し、改正後の第7条の規定を適用する。